

令和3年10月1日

指定通所介護相当サービス事業者 様

**※本メールは、各務原市内の（地域密着型）通所介護事業所に送付しております。総合事業に関する内容となりますので、総合事業の指定を受けている事業所のみご確認下さい。**

お世話になっております。

各務原市役所 健康福祉部 介護保険課施設指導係の大海と申します。

総合事業における「事業所評価加算」の件で連絡いたしますので、

下記の内容ををご確認頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○翌年度から総合事業における事業所評価加算の算定を、新たに希望する場合は、

各年10月15日（土日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、市へ届出を行う必要があります。

※届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合は、その後の届出は不要です。

○詳細は次のアドレスからホームページで確認をお願いいたします。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009133.html>

○提出書類

・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1-1）

・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表（別紙1-2）

**※希望されない場合、以前に届出を行った場合は提出の必要はありません。**

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

各務原市健康福祉部介護保険課

大海 かな（おおがい かな）

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆